

芦屋市立浜風小学校 P T A
ゆうの会規約
(6年間保存版)
※卒業時まで保管ください

「ゆうの会」とは

「ゆうの会」の「ゆう」は私達にとって、とても大切な二つの「ゆう」を意味しています。一つは、人生において、かけがえのない宝ともいえる友人の「ゆう」です。人間性豊かな心で生活しようとする時に生まれる遊びの精神は欠かすことができません。

もう一つの「ゆう」は、この遊びの「ゆう」です。大切な友、そして自分を取り巻くさまざまな人や物事を許容し、この二つの「ゆう」を心に置いて先生と子ども達と共に、豊かなコミュニケーションをはかる会でありたいとの願いから名付けられました。

芦屋市立浜風小学校
P T A ゆうの会

芦屋市立浜風小学校 P T A ゆうの会

第1条 (名称と所在地)

本会は、名称を芦屋市立浜風小学校 P T A ゆうの会と称し、所在地を芦屋市浜風町 1-1 とする。

第2条 (目的)

本会は学校と家庭の地域の協力により、児童一人ひとりを生かし、児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

第3条 (活動)

本会は、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

1. 教育の理解と関心を高めるための保護者と教職員との共同活動を推進する。
2. 学校と地域(社会)の教育環境の改善と向上をはかる。
3. 会員相互の研修と親睦をはかる。
4. その他、本会の目的達成に必要な諸事業を進める。

第4条（会員）

1. この会の会員資格を得るものは浜風小学校に在籍する児童の保護者及び同校に勤務する教職員とする。

2. 本会への入退会については以下の内容に規定する。

(1) 本会への入会は任意であるが、学校行事への参加と活動等のため全員加入を望む。

(2) 入会する際は「P T A活動についての確認書」を提出し、在校中は入会継続とする。

(3) 退会をする際は、「P T A活動についての確認書」によってその意志を示した後、「P T A退会届」を提出すること。

(4) 卒業・転出等によって会員資格を失う者は自動的に退会とし、「P T A退会届」を提出する必要はない。

(5) 自由意思による退会の場合、原則として年度途中の退会はできないものとする。次年度の退会は2月末を期限とし、手続きを行い、P T A会長による「P T A退会届受理書」の発行をもって成立したものとする。

3. 会費は会員数（児童数）とする。

4. 会員は会の運営に参加するとともに会費を納入する。

第5条（学年委員）

1. 学年委員は、各学年の保護者から若干名を当該保護者の互選により選出する。

2. 学年委員は、学年代表または本会の専門部に属してその活動にあたりとともに、本会の目的達成のため各学級における保護者と教師による活動を推進する。

3. 学年委員の任期は1年とする。

第6条（学年代表）

1. 学年代表は、本会の目的を達成するために、各学年における保護者と教師による活動を推進する。

2. 学年代表の任期は1年とする。

第7条（専門部）

1. 本会の目的を達成するため必要ある時は、運営委員会の議決をもって専門部をおくことができる。

2. 各専門部は、専門部員の互選により代表者1名を選出する。

3. 専門部の任期は1年とする。

第8条（推進委員）

1. 推進委員は、保護者より8名、教師1名、計9名を選出し、総会において承認する。
2. 推進委員は、次のとおりとする。
 - ア 会長（1名）は本会を代表する。
 - イ 副会長は保護者2名、教師1名とする。
 - ウ 副会長（保護者2名）は会長を補佐し、会長に支障のあるときは、その職務を代行する。
 - エ 副会長（教師）は、本会与学校の調整、連絡などを行う。
 - オ 書記は、会合の議事の記録などを行う。
 - カ 会計は、会計事務を行う。
 - キ 庶務は、各会の調整、連絡などを行う。
3. 推進委員の任期は1年とする。
4. ただし、芦屋市PTA協議会（芦P協）当番校にあたった年度はこの限りでない。

第9条（推進委員会）

1. 推進委員会は、本会全体の円滑な活動の推進にあたる。
2. 推進委員会は、会長、副会長、会計、書記、庶務、教師などの担当者をもって構成する。
3. 推進委員会は非常事態等や推進委員及び会員の状況により、書面等（電磁的記録を含む）にて開催することができる。

第10条（運営委員会）

1. 運営委員会は、日常の活動を行うにあたって必要な事項を審議、決定する。
2. 運営委員会は、推進委員、学年代表、各専門部代表、並びに教師代表をもって構成する。
3. 運営委員会は非常事態等や推進委員及び会員の状況により、書面等（電磁的記録を含む）にて開催することができる。

第11条（総会）

1. 総会は、本会の最高議決機関とする。
2. 総会は、推進委員会が議案を示して召集する。
3. 定期総会は、毎年年度当初開き、会務、会計および役員承認、会費の決定、並びにその他基本的事項を審議決定する。
4. 臨時総会は、運営委員会が必要と認めるとき、また会員の4分の1が議案を示して開催を求めたときに開催する。

5. 総会は、会員の3分の2以上の出席をもって成立する。(委任状を認める。)議長はその都度選出し、議決は出席した会員の過半数の賛成を得るものとする。

6. 臨時総会及び総会は非常事態等や推進委員及び会員の状況により、書面等(電磁的記録を含む)にて開催、審議、決議することができる。

第12条(会計)

1. 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
2. 本会の会費は、会費およびその他の収入をもって当てる。
3. 本会の会費は総会において定める。
4. 会員は本会の会計帳簿を閲覧することができる。

第13条(会計監査)

会計監査は、本会の会計を監査する。

第14条(規約改正)

この規約の改正は、総会において出席した会員の3分の2以上の賛成をもって議決しなければならない。

第15条(個人情報保護取扱)

本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

第16条(設立年月日)

本会の設立年月日を昭和63年6月12日とする。

付 則

この規約は、昭和63年6月12日から施行する。

本改正規約は、平成4年5月1日から施行する。

本改正規約は、平成5年4月1日から施行する。

本改正規約は、平成6年5月1日から施行する。

本改正規約は、平成11年5月1日から施行する。

本改正規約は、平成19年5月1日から施行する。

本改正規約は、平成30年5月1日から施行する。

本改正規約は、平成31年4月15日から施行する。

本改正規約は、令和3年4月16日から施行する。

本改正規約は、令和6年4月23日から施行する。

細 則

【運営委員会構成メンバー】

- ・運営委員会メンバーに愛護委員代表者を加える。

(平成12年度より施行)

【選考委員会】

- ・推進委員の中の会長・副会長は、ゆうの会会員より選考委員が指名する。
- ・選考委員会は、次年度会長・副会長指名に際して運営委員会より委嘱される。

(平成2年度より『推進委員会総務担当』として施行)

(平成4年度より名称変更に伴い『推進委員会代表担当』に適用)

(平成5年度より名称変更に伴い『会長、副会長』に適用)

【欠員補充について】

- ・任期途中で欠員が出た場合の補充については、推進委員会に一任する。
- ・任期は、前任者の残任期間とする。

【役員を選出】

- ・会長経験者は、学年委員、推進委員1回分を辞退することができる。

慶 弔 規 定

第1項 弔費について

1. 会員ならびに本校在籍児童が死亡の場合は10,000円を弔費とし交通費も弔費から支出する。

2. 葬儀にはゆうの会代表として、最低1名は参列する。ただし、遠方の場合は弔電をもって参列に代えることもある。

3. 会員以外の本校職員が死亡の場合は、5,000円を弔費とする。

4. その他、推進委員会が認めた場合、弔費または弔電をもって弔意を表す。

5. 会員の教職員の父母および配偶者の父母で同居している者、子の死亡のときは弔電および弔慰金3,000円とする。

第2項 慶費について

1. 教職員が本校を離任するときは、離任式において花束を贈呈する。
2. 教職員が結婚するときは、祝電により祝意を表す。

付 則

1. この規定は昭和63年6月12日より施行する。
2. 平成2年10月24日第1項1を改正し2を追加
3. 平成4年3月11日第1項3を追加
4. 平成7年3月23日第1項1・2・3を改正し4を追加
5. 平成11年4月1日第1項3を改正し第1項5、第2項1を追加
6. 平成13年5月1日第1項1を改正し第2項2を追加

以 上